

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年9月9日（月）15:00～

場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

### 部 会 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他（前回の依頼事項に関する説明等）

#### 3 閉 会

# 兵庫地方最低賃金審議会

## 第3回兵庫県 計量器等製造業最低賃金専門部会資料

令和6年9月9日

兵庫労働局労働基準部賃金室



兵庫地方最低賃金審議会  
第3回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会

資料目次

1	令和6年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	1
2	昭和63年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	3
3	平成元年度版 最低賃金決定要覧（抜粋）	6
4	日本標準産業分類 昭和59年1月改訂（抜粋）	9

令和6年度版

# 最低賃金決定要覧

労働調査会 編

区分	最低賃金年額 (新設発効年月日)	最低賃金 (改正発効年月日)	適用使用者数 (適用労働者数)
兵 庫 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 <sup>⑧</sup> [H2. 2.16]	1,065円 (R5.12. 1)	358 21,420	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は軽い業務 ロ 軽易な運搬の業務			
兵 庫 県 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業、 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 <sup>⑨</sup> [H2. 2.16]	1,035円 (R5.12. 1)	1,691 47,320	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具製造業、医療用機械器具製造業、光学機械器具製造業、レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レタッセル貼り、値札付け、検査又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の選別、洗浄、取換え、刻印打ち又は結束の業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)			

区分	最低賃金年額 (新設発効年月日)	最低賃金 (改正発効年月日)	適用使用者数 (適用労働者数)
兵 庫 県 計 量 器 ・ 測 定 器 ・ 分 析 機 器 ・ 試 験 機 ・ 測 量 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 <sup>⑩</sup> [H1. 3.31]	1,002円 (R5.12. 1)	57 1,830	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 (理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、磨き、軽易な運搬又は工具若しくは手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務			
兵 庫 県 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業、 電 気 機 械 器 具 製 造 業、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業 最 低 賃 金 <sup>⑪</sup> [H1. 3.31]	1,002円 (R5.12. 1)	719 44,870	
1 適用する使用者 兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。)) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋特殊会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) 適用する労働者 2 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械 (卓上において行われるものに限る。))を用いて行う材料の選別、洗浄、取換え、選別、部分品の差し、曲げ、切り、穴あけ、組立、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検査、袋入れ、箱入れ、包装、レタッセル貼り又は値札付けの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)			

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。



昭和63年度版

# 最低賃金決定要覧

労働省労働基準局賃金福祉部賃金課編

- 各都道府県別の最低賃金
- 労使協定による最低賃金
- 各種賃金関係指標

労働基準調査会

最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数(人) 適用労働者数(人)
機械・金属製品等製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,240円(533円)。ただし、内燃機関電機部品製造業、民生用電機機械器具製造業又は通信機器用部分品製造業に係る部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力機を用いて行う組立、はんだ付け、取付け、巻線、かしめその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、3,824円(480円)	8,572 266,600
卸売・小売業、飲食店 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 技能習得中に係る次に掲げる者 イ 卸売業に係る雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ロ 小売業又は飲食店に係る雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	(1) 卸売業に係る者については、4,240円(530円) (2) 小売業又は飲食店に係る者については、3,960円(497円)	61,231 404,900
自動車整備業 道路運送車両法第77条の自動車分解整備事業(自動車分解整備に係る業務に従事する者に限る。)を含む。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,203円(525円)	1,332 6,600
塗料製造業(注) 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,725円(595円)	35 2,000

(注) 61年春申に基づく新産業別最低賃金である。

最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数(人) 適用労働者数(人)
兵庫県 (62.9.30)	3,733円(468円)	140,820 1,603,000
食料品・飲料・飼料製造業 野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存食 料品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,057円(507円)。ただし、手作業による魚介類の洗浄、身出し又は選別の業務に主として従事する者については、3,964円(498円)	2,426 54,100
繊維産業 衣服・その他の繊維製品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	3,816円(479円)	1,407 18,300
木材・水製品・家具・装飾品 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,206円(527円)	1,482 10,200
出版・印刷・同関連産業 騰写印刷業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,142円(519円)	1,068 12,300
窯業・土石製品製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,217円(529円)	742 16,300



奈良

最低賃金の特例 適用範囲の年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
<p>件名</p> <p>適用地域</p> <p>申請団体</p> <p>兵庫県尼崎市塗料製造業最低賃金地域的最低賃金</p> <p>兵庫県尼崎市の区域</p> <p>全日本塗料労働組合協議会</p>	<p>最低賃金額</p> <p>(効力発生日)</p> <p>3,541円(475円)</p> <p>(53. 8. 25)</p> <p>(注) この最低賃金は兵庫県塗料製造業最低賃金の金額を下まわ るため、兵庫県塗料製造業最低賃金が適用となる。</p>	<p>適用使用者数</p> <p>適用労働者数</p> <p>7</p> <p>1,700</p>

最低賃金の特例 適用範囲の年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
<p>奈良県</p> <p>(62. 11. 4)</p> <p>食品・飲料・飼料製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、湯沸かしその他 これらに準ずる軽易な業務に主として 従事する者</p> <p>(62. 11. 28)</p> <p>繊維産業 製糸業、紡績業、絹・絹織物製造業、 帽子製造業、毛皮製衣服・身の回り 品製造業、その他の衣服・繊維製身 の回り品製造業(和式を含む)及び その他の繊維製品製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準 ずる軽易な業務に主として従事す る者</p> <p>(62. 12. 24)</p> <p>木材・木製品・家具・装備品 製造業 割ばし製造業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主とし て従事する者</p> <p>(63. 1. 23)</p> <p>出版・印刷・同関連産業 製版業、製本業、印刷物加工業、 印刷業に伴うサービス業及び複写印 刷業を除く。 ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主とし て従事する者</p> <p>(62. 12. 5)</p>	<p>3,536円(442円)</p> <p>4,015円(502円)。ただし、手作業によるびむき、選別、包 装、袋詰め、びん詰め、洗びん又はレッテルはりの業務に主と して従事する者については、3,761円(471円)</p> <p>3,822円(478円)。ただし、下張り、つづくり又ははけ切り の業務に主として従事する者については、3,600円(450円)</p> <p>4,023円(503円)。ただし、次に掲げる業務に主として従事 する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を合 め通算して2年以上のものについては、6,370円(797円) イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤(以下「製材用のこぎ り」という。)を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、 機械的操作、歩出し又は踵押し業務 ハ 製材用のこぎりの目立りの業務 ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務</p> <p>4,014円(502円)</p>	<p>24,109</p> <p>257,600</p> <p>348</p> <p>6,000</p> <p>1,071</p> <p>13,000</p> <p>872</p> <p>5,000</p> <p>169</p> <p>2,700</p>

平成元年度版

# 最低賃金決定要覧

労働省労働基準局賃金時間部賃金課編

- 各都道府県別の最低賃金
- 労使協定による最低賃金
- 各種賃金関係指標

労働基準調査会



兵 庫

最低賃金の特例 適用範囲の発生年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
兵 庫 (63. 9. 30)	3,845円(482円)	140,820 1,603,000
食料品・飲料・飼料製造業 水産食品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産 保存食料品製造業、パン・菓子製造業、その他の 食料品製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業を 除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,200円(525円)	511 20,400
織 造業、ねん糸製造業、絹・人絹織物業、麻織 物業及びニット製造業(丸編ニット生地製造業及 び靴下製造業を除く。)を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、洗い又は雑役の業務 ロ 糸繰り、かせ取り、経通し、管巻き、起手、 編立補助、靴下セット、縫製、刺繍、紐製造、 仕上げ補助、検品、包装、荷造カード付け、 染色準備又は下仕事の業務 (63. 12. 1)	3,988円(500円)	1,070 10,900
木材・木製品・家具・装飾品 製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,333円(542円)	1,482 10,200
出版・印刷・同関連業 書写印刷業を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,258円(533円)	1,068 12,300
塗 料 製 造 業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,900円(615円)	35 2,000

最低賃金の特例 適用範囲の発生年月日	最低賃金額	適用使用者数 適用労働者数
窯業・土石製品製造業 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (63. 12. 1)	4,353円(545円)	742 16,300
機械・金属製品等製造業 電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及 び精密機械器具製造業(医療用機械器具・医療用 品製造業を除く。)を除く。 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (1. 3. 31)	4,375円(549円)	7,043 187,800
電気機械器具製造業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は軽い業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、 卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これら に準ずる操作が容易な小型機械(卓上におい て行うものに限る。)を用いて行う材料の送 給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲 げ・切り、穴あけ、ねじ合せ、刻印打ち、溶 接、みがき、バリ取り、配線、組線、巻線、 検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、 レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの 業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (1. 3. 31)	4,312円(539円)	1,353 63,100
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業 * 次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽い、軽易な運搬又は工具 若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は 箱入れの業務 (1. 3. 31)	4,336円(542円)	88 3,200



最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数 (適用労働者数)
卸売・小売業 （衣類・身の回り品小売業及び飲食料品小売業を除く。） 次に掲げる者を除く。 イ 18歳未満又は65歳以上の者 ロ 技能習得等に係る次に掲げる者 （卸売業に係る雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの） ハ 小売業又は飲食店に係る雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （1. 2. 10）	4,376円（547円） 卸売業に係る者 4,100円（513円） 小売業に係る者	27,549 230,400
自動車整備業 （自動車分解整備に係る業務に従事する者に限る。）を含む。 次に掲げる者を除く。 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （63. 12. 1）	4,330円（542円）	1,332 6,600
兵庫県尼崎市塗料製造業 兵庫県尼崎市塗料製造業 兵庫県尼崎市塗料製造業 兵庫県尼崎市塗料製造業	3,541円（475円） （53. 8. 25） （注）この最低賃金は兵庫県塗料製造業最低賃金の金額を下まわらぬため、兵庫県塗料製造業最低賃金が適用となる。	7 1,700
全日本塗料労働組合協議会		

奈良

最低賃金の特例 (効力発生年月日)	最低賃金額	適用使用者数 (適用労働者数)
奈良 （63. 10. 31）	3,652円（457円）	24,109 257,600
食料品・飲料・飼料製造業 次に掲げる者を除く。 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃、片付け、湯沸かしその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 （63. 11. 26）	4,144円（518円） 3,882円（485円） 手作業による皮むき、選別、包装、詰め、びん詰め、洗ひん又はレッツェルはりの業務に主として従事する者	348 5,800
ねん糸・織物・レース・繊維製品製造業 次に掲げる者を除く。 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （1. 1. 25）	3,945円（494円）	88 800
木材・木製品・家具・装備品製造業 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者	4,148円（519円） 6,527円（816円） 次に掲げる業務に主として従事する者であつて、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のもの イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のご籾又は丸のご籾（以下「製材用のこぎり」という。）を使用し、所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押し ハ 製材用のこぎりの目立ての業務 ニ 製材製品のうち柱及び造材材の格付け選別の業務	840 5,000
新聞・出版・印刷業 騰写印刷業を除く。 次に掲げる者を除く。 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （63. 11. 26）	4,144円（518円）	147 2,600
プラスチック製品製造業 次に掲げる者を除く。 （1）18歳未満又は65歳以上の者 （2）雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 （1. 1. 25）	4,140円（518円）	378 5,800



# 日本標準産業分類

分類項目名，説明及び内容例示

昭和59年 1 月 改訂

行政 管 理 庁

2892	金属スプリング製造業	228
2899	他に分類されない金属製品製造業	228
<b>中分類29—一般機械器具製造業</b>		
291	ボイラ・原動機製造業	229
2911	ボイラ製造業	229
2912	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)	229
2913	はん用内燃機関製造業	230
2919	その他の原動機製造業	230
292	農業用機械製造業(農器具を除く)	230
2921	農業用機械製造業(農器具を除く)	230
293	建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)	231
2931	建設機械・鉱山機械製造業	231
2932	トラクタ製造業	231
294	金属加工機械製造業	231
2941	金属工作機械製造業	231
2942	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	232
2943	金属工作機械用、金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)	232
2944	機械工具製造業(粉末や金業を除く)	232
295	繊維機械製造業	233
2951	紡績機械製造業	233
2952	織機・編組機械製造業	233
2953	染色整理機械製造業	234
2954	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	234
296	特殊産業用機械製造業	234
2961	食料品加工機械製造業	234
2962	木工機械製造業	235
2963	パルプ装置、製紙機械製造業	235
2964	印刷・製本、紙工機械製造業	236
2965	鑄造装置製造業	236
2966	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	236
2969	その他の特殊産業用機械製造業	236
297	一般産業用機械・装置製造業	237

2971	ポンプ、同装置製造業	237
2972	空圧圧縮機・ガス圧縮機、送風機製造業	237
2973	エレベータ・エスカレータ製造業	237
2974	荷役運搬設備製造業	238
2975	動力伝送装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	238
2976	工業窯炉製造業	238
2977	油圧・空圧機械製造業	239
2978	化学機械、同装置製造業	239
2979	その他の一般産業用機械・装置製造業	240
298	事務用・サービスマン用・民生用機械器具製造業	240
2981	事務用機械器具製造業	240
2982	ミシン製造業	240
2983	毛糸手編機械製造業	241
2984	冷凍機、温度調整装置製造業	241
2989	その他の事務用・サービスマン用・民生用機械器具製造業	241
299	その他の機械・同部分品製造業	242
2991	消火器具、消火装置製造業	242
2992	弁、同附属品製造業	242
2993	パイプ加工・パイプ附属品加工業	242
2994	玉軸受、ころ軸受製造業	242
2995	ピストンリング製造業	243
2996	金型、同部分品・附属品製造業	243
2997	包装・荷造機械製造業	243
2998	産業用ロボット製造業	244
2999	各種機械、同部分品製造修理業(注文製造・修理)	244
<b>中分類30—電気機械器具製造業</b>		
301	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	245
3011	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	245
3012	変圧器類製造業(通信機用を除く)	245
3013	開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業	246
3014	配線器具・配線附属品製造業	246
3015	電気溶接機製造業	247

3016	内燃機関電表品製造業	247
3019	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	247
302	民生用電気機械器具製造業	247
3021	民生用電気機械器具製造業	247
303	電球・電気照明器具製造業	248
3031	電球製造業	248
3032	電気照明器具製造業	248
304	通信機械器具製造業	248
3041	有線通信機械器具製造業	249
3042	無線通信機械器具製造業	249
3043	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	250
3044	電気音響機械器具製造業	250
3045	交通信号保安装置製造業	251
3049	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	251
305	電子計算機・同附属装置製造業	251
3051	電子計算機・同附属装置製造業	251
306	電子応用装置製造業	252
3061	X線装置製造業	252
3062	ビデオ機器製造業	252
3069	その他の電子応用装置製造業	252
307	電気計測器製造業	253
3071	電気計測器製造業(工業計器を除く)	253
3072	工業計器製造業	253
308	電子機器用・通信機器用部分品製造業	253
3081	電子管製造業	253
3082	半導体素子製造業	254
3083	集積回路製造業	254
3089	その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業	254
309	その他の電気機械器具製造業	255
3091	蓄電池製造業	255
3092	一次電池(乾電池、蓄電池)製造業	255
3099	他に分類されない電気機械器具製造業	255
<b>中分類31—輸送用機械器具製造業</b>		
311	自動車・同附属品製造業	256

3111	自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む)	256
3112	自動車車体・附属車製造業	256
3113	自動車部分品・附属品製造業	257
312	鉄道車両・同部分品製造業	258
3121	鉄道車両製造業	258
3122	鉄道車両用部分品製造業	258
313	自転車・同部分品製造業	258
3131	自転車・同部分品製造業	258
314	船舶製造・修理業、船用機関製造業	259
3141	船舶製造・修理業	259
3142	船体ブロック製造業	259
3143	木船製造・修理業	259
3144	舟艇製造・修理業	259
3145	船用機関製造業	260
315	航空機・同附属品製造業	260
3151	航空機製造業	260
3152	航空機用原動機製造業	260
3159	その他の航空機部分品・補助装置製造業	261
319	その他の輸送用機械器具製造業	261
3191	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	261
3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	261
<b>中分類32—精密機械器具製造業</b>		
321	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	263
3211	一般長さ計製造業	263
3212	体積計製造業	263
3213	はかり製造業	263
3214	温度計製造業	264
3215	圧力計、液量計、液面計等製造業	264
3216	精密測定器製造業	264
3217	分析機器製造業	264
3218	試験機製造業	265
3219	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	265
322	測量機械器具製造業	265
3221	測量機械器具製造業	265
323	医療用機械器具・医療用品製造業	265